

津市暴力団排除条例案の概要に対する意見募集の結果について

平成22年11月25日(木)から12月24日(金)までの間に、津市暴力団排除条例案の概要に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。
貴重なご意見を多数いただき、ありがとうございました。

公表日：平成23年2月23日

1. 案 件
「津市暴力団排除条例案の概要について」
2. 募集期間
平成22年11月25日(木)～平成22年12月24日(金)
3. 意見の件数(意見提出者数)
4件 (1人)
4. 意見等の概要と意見等に対する考え方

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>(4) 市民及び事業者の責務 三重県暴力団排除条例第5条第2項の表現に合わせ、(4)②で、「事業」のあとに「(事業の準備を含む。以下同じ。)」を追加すべき。 以下、三重県暴力団排除条例と表現を一致させる同様の意見を提出した共通の理由は、本条例案が、津市独自の内容を盛り込むことよりも、県条例との整合性と一体的運用を徹底することが望ましいと考えたため。</p>	<p>御意見のとおり修正します。 「事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、」</p>
2	<p>(9) 市民等に対する支援等 「(9) 市民等に対する支援等」は「(4) 市民及び事業者の責務」と対応した規定とすることが望ましいと考えるので、(9)①で、「できるよう、」の</p>	<p>「相互の連携協力を図って」という部分ですが、今後は市民と事業者の連携協力の下、社会全体として暴力団排除活動を推進していくという意味を含</p>

	次に「また、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることができるよう、」を追加すべき。また、「相互の連携協力を図って」は「相互に連携協力して」に改めるべき。さらに、三重県暴力団排除条例第4条の表現に合わせ、「情報の提供」の次に「助言、指導」を追加すべき。	めて、このような表現をしております。 また、「暴力団排除のための活動」とは市民及び事業者が自主的に行うものだけでなく、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力することも含むと考え、「情報の提供その他の必要な支援」とは「助言、指導」も含むと考えますので御理解をお願いします。
3	(9) 市民等に対する支援等 三重県暴力団排除条例第12条の表現に合わせ、(9)②で、「深めるとともに」は「深めることができるよう、暴力団の活動実態等について市民及び事業者に周知するほか」に改めるべき。	暴力団排除の重要性について理解を深め、その活動に取り組むということは、暴力団の活動実態等について知ることが不可欠であると考えます。この項目は暴力団の活動実態等についても広報及び啓発を行うことを規定したものであると考えておりますので、御理解をお願いします。
4	(10) 青少年に対する教育等 三重県暴力団排除条例第15条第3項の表現に合わせ、(10)②で、「情報の提供」の前に「職員の派遣、」を追加すべき。	御意見の趣旨は理解しますものの、「情報提供その他の必要な支援」の中には職員の派遣も含むと考えますので、御理解をお願いします。

5. 募集時の資料

「津市暴力団排除条例案の概要について」 (PDF)

6. 問い合わせ

市民部市民交流課

電話 059-229-3252

ファクス 059-227-8070

E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp